

行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について

平成 27 年 1 月 21 日
公文書管理課

○ 改正の内容

1. 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理に関するルールに係る「ガイドライン」の一部改正について

国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月成立）において「行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備する」こととされたことを踏まえ、これまで昭和 40 年の事務次官等会議申合せ「秘密文書等の取扱いについて」に基づき各行政機関がそれぞれ規程を整備し管理を行ってきた特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書について、公文書管理法の下で各行政機関統一の文書管理のルールとして整理することとし、所要の改正を行う。

2. その他

特定秘密保護法の施行を受け、特定秘密である情報が記録された行政文書についても公文書管理法の体系下で管理されることを明確化するための所要の改正を行う。